

令和6年度入校

第72期

# 防衛大学校学生受験要項 (総合選抜)



## 1 総合選抜試験の趣旨

以下の観点を重視して実施します。

- (1) 社会活動における指導的役割やスポーツ活動における高い活動実績等の実現・達成を通じて体得された、高い倫理観と豊かな人間性、強靭な体力、それらを公共善のために活かそうとする強い意志
- (2) 単なる記憶力ではない実践的な知恵や潜在的な知的能力
- (3) 将来のリーダーたり得る資質・適性

## 2 受付期間

令和5年9月5日(火)から9月8日(金)まで(締切日必着)

## 3 募集人員(令和6年度入校予定)

人文・社会科学専攻及び理工学専攻合わせて約50名(うち女子約10名)

## 4 応募資格

- (1) 令和6年4月1日現在、18歳以上21歳未満(平成15年4月2日から平成18年4月1日までに出生した者)の志操健全、身体強健な者のうち、次の各号のいずれかに該当する者(ただし、現に自衛官である者は23歳未満)で、合格した場合には、防衛大学校への入校を確約できる者  
ア 高等学校卒業者又は中等教育学校(外国の高等学校等を含む。以下同じ。)卒業者(令和6年3月に高等学校又は中等教育学校を卒業見込みの者を含む。)  
イ 前号に掲げる者と同等以上の学力があると文部科学大臣が認めた者(令和6年3月31日までにこれに該当する見込みのある者を含む。)  
ウ 高等専門学校の第3学年次修了者(令和6年3月に修了見込みの者を含む。)  
※1 外国の高等学校等を卒業した者又は卒業見込みの者の応募資格については、防衛大学校又は自衛隊地方協力本部へお問い合わせください。  
※2 「現に自衛官である者」とは、応募書類提出時から着校時までの間、自衛官に任官している者
- (2) この試験を受けられない者  
ア 日本国籍を有しない者  
イ 自衛隊法第38条第1項の規定により自衛隊員となることができない者  
 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者  
 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者  
 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入了した者

## 5 受験手続

### (1) 応募書類の請求

応募書類は、各都道府県に所在する自衛隊地方協力本部において取り扱っています。

送付希望者は、宛先を明記した返信用封筒(A4判)に切手(140円)を貼って同封し、最寄りの自衛隊地方協力本部に請求してください。その際、「防衛大学校学生(総合選抜試験)応募書類」の請求であることを明記してください。

自衛官募集ホームページ(<https://www.mod.go.jp/gsdf/jieikanbosyu/>)から応募書類を請求又はダウンロードすることができます。

なお、防衛大学校において、応募書類は取り扱っていません。

### (2) 提出書類の提出先

志願者又は高等学校長等は、次号に掲げる書類を最寄りの自衛隊地方協力本部に持参又は送付してください。また、調査書等を送付する場合は、「書留」等で送付してください。

項目	内容	必要数
志願票	所定欄に6か月以内に撮影した写真を貼ってください(注1)。 (脱帽、上半身、正面に向、縦4cm、横3cm、裏面に氏名、募集種目を記入)	1部
自衛隊受験票	志願票と同じ写真を貼ってください。	1部
調査書等	文部科学省所定の様式により出身高等學校長、中等教育學校長又は高等専門學校長の作成した調査書(開封無効) ○文部科学省認定試験合格者等については、合格証明書及び合格成績証明書(注2) ○外国の高等学校等を卒業した者については、卒業証明書及び成績証明書	1部 各1部
返信用封筒 (長形3号)	宛先を明記し、返信用切手(84円)を貼ってください(注3)。	1部

注1:写真是「志願票」及び「自衛隊受験票」用で2枚必要となります。本人とわかる鮮明な写真で長期保存のできるものであれば、デジタル写真でも可能です。

注2:高等学校等で修得した単位により認定試験の科目免除を受けた場合は、当該単位修得時の成績証明書等も必要になります。

注3:後日、返信用封筒をもって試験についてご連絡する予定です。試験日前になんでも自衛隊受験票が届かない場合は、応募書類提出先の自衛隊地方協力本部に必ずお問い合わせください。

### (3) 応募に関する注意事項

ア 応募書類に記入もれ、その他の不備がある場合は、受理しないことがあります。また、受理後は、応募事項の変更は認めません。

イ 応募書類受理後は、いかなる理由があっても応募書類は返却しません。

## 6 推薦試験又は一般試験との併願

- (1) 推薦試験との併願はできません。
- (2) 総合選抜試験の結果、不合格となる場合がありますので、一般試験の受験を希望する者は、令和5年7月1日(土)から10月18日(水)までの間に一般試験への受験手続を行ってください。
- (3) 総合選抜試験の合格者は、一般試験の選考対象者から除外されます。

## 7 第1次試験

- (1) 試験期日

令和5年9月16日(土)午前9時から(受付時間：午前7時30分から8時30分まで)

- (2) 試験場

札幌、仙台、朝霞、伊丹、健軍及び那覇各駐屯地で実施予定(受付時又は自衛隊受験票交付時に細部お知らせします。)。

- (3) 試験種目

学力試験	人文・社会科学専攻			理工学専攻			所要時間 マーカンス	試験期日 9月16日(土)
	教科	科目	区分	教科	科目	区分		
	英語	コミュニケーション英語 I・II・III 英語表現 I・II	マークセンス	英語	コミュニケーション英語 I・II・III 英語表現 I・II			
				数学	数学 I・II・III 数学 A・B			
		小論文	記述	理科	物理基礎・物理 化学基礎・化学	1科目 選択		

注：数学Bは、「数列」、「ベクトル」のみ。物理基礎及び物理は、「原子」を除く。

## 8 第2次試験

- (1) 試験期日

令和5年10月21日(土)及び10月22日(日)午前9時から(受付時間：午前7時30分から8時30分まで)

- (2) 試験場

防衛大学校

- (3) 試験種目

種目	試験内容
適応能力試験	課題等を与え、集団生活に対する適応性を評価します。
問題解決能力試験	課題を与え、チーム内における問題処理・解決能力を評価します。
基礎体力試験※	体力測定(基準種目：立ち幅とび、ハンドボール投げ等により基礎的な体力を評価します。)
口述試験	個別面接により、資質や入校意欲等を評価します。
身体検査	身体検査の合格基準等については、下表をご参照ください。

※ 基準種目については、天候等の状況により変更する場合があります。

主な身体検査の合格基準(注1)

検査項目	基準	
	男子	女子
身長	150cm以上のもの	140cm以上のもの
体重	身長と均衡を保っているもの(注2)	
視力	両側の裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が0.8以上であるもの	
色覚	色盲又は強度の色弱でないもの	
聴力	正常なもの	
歯	多数のう歯又は欠損歯(治療を完了したものを除く。)のないもの	
その他 (尿検査) (胸部X線検査等) (注3)	1 身体健全で慢性疾患、感染症に罹患していないもの。また、四肢関節等に異常のないもの 2 慢性疾患には次のものも含まれます。 (1) 気管支喘息(小児期に喘息と診断されたが、最近3年間は無治療で発作のないものは除く。) (2) 常時治療を要する又は感染症を伴う重症なアトピー性皮膚炎 (3) 腰痛(5年以上無症状で再発のおそれのないものを除く。) 脊椎疾患に関わる手術を5年以内に受けたもの (4) てんかん、意識障害の既往歴のあるもの(ただし、乳幼児期に限定した熱性けいれんやローランドてんかんの既往(服薬なしで発作が過去5年間なく、再発のおそれがないもので診断書等が必要)等を除く。) (5) 過度の肥満症 (6) 高血圧症、低血圧症 3 開腹手術の既往歴のないもの(ただし、次のものを除く。) (1) 外そけい・臍ヘルニア根治術 (2) 腸管癒着症状を残さない虫垂切除術 (3) 開腹手術のうち、腹腔鏡下手術の実施後1年以上再発・後遺症がないもの (4) 開腹手術の実施後5年以上再発・後遺症がないもの 4 刺青がないもの(注4)・自殺企図の既往歴のないもの・妊娠中でないもの・躁うつ病等の精神疾患のないもの又は既往歴のないもの	1 身体健全で慢性疾患、感染症に罹患していないもの。また、四肢関節等に異常のないもの 2 慢性疾患には次のものも含まれます。 (1) 気管支喘息(小児期に喘息と診断されたが、最近3年間は無治療で発作のないものは除く。) (2) 常時治療を要する又は感染症を伴う重症なアトピー性皮膚炎 (3) 腰痛(5年以上無症状で再発のおそれのないものを除く。) 脊椎疾患に関わる手術を5年以内に受けたもの (4) てんかん、意識障害の既往歴のあるもの(ただし、乳幼児期に限定した熱性けいれんやローランドてんかんの既往(服薬なしで発作が過去5年間なく、再発のおそれがないもので診断書等が必要)等を除く。) (5) 過度の肥満症 (6) 高血圧症、低血圧症 3 開腹手術の既往歴のないもの(ただし、次のものを除く。) (1) 外そけい・臍ヘルニア根治術 (2) 腸管癒着症状を残さない虫垂切除術 (3) 開腹手術のうち、腹腔鏡下手術の実施後1年以上再発・後遺症がないもの (4) 開腹手術の実施後5年以上再発・後遺症がないもの 4 刺青がないもの(注4)・自殺企図の既往歴のないもの・妊娠中でないもの・躁うつ病等の精神疾患のないもの又は既往歴のないもの

注1：記載された検査項目以外にも、自衛隊の任務を遂行する上で支障を来す疾患(重篤な症状を来す可能性の高い食物アレルギーなど)について不合格となることがあります。「不合格疾患一覧表」は、自衛官募集ホームページ(重要なお知らせ)に掲載しておりますので、ご確認ください。

注2：「身長と均衡を保っているもの」の基準については合格基準表(5ページ)のとおり。なお、体重が基準を超えていても、体脂肪率を測定して合格とする場合があります。細部はお近くの自衛隊地方協力本部にお問い合わせください。

注3：「既往歴」、「手術歴」又は「身体上不安等のあるものは、問診表に確実に記載し、身体検査時に必ず申し出てください。

事実と異なる申告をした場合は、合格通知されていてもその事実が判明した時点で不合格となることがあります。

注4：専ら美容を目的として眉又はまぶたにはどこされたものについては、この限りではありません。

※ 身体検査のため、Tシャツ及び短パンを持参してください。

※ 身体検査の合格基準については、変更になる場合があります。変更事項は自衛官募集ホームページ等でお知らせします。

※ 陸上・海上・航空各自衛官要員の決定を、第2学年進級時に行いますが、その際、飛行要員(パイロット)の適性を判断するための航空身体検査は、上記基準と異なります。細部は自衛官募集ホームページ(航空身体検査主な検査項目の合格基準)をご確認ください。



合格基準は  
こちら

(4) 提出資料

第2次試験受験者は、第1次試験時に受験者全員に「志願理由書」、「活動実績報告書」及び「活動実績証明書」の様式並びに「活動実績証明資料」の作成要領を配布しますので、必要事項を記入して、第2次試験時に必ず持参してください。

※ 資料が提出できない場合には、第2次試験を受験することはできません。

※ 提出された資料が要件を満たしていない場合には、不合格となることがあります。また、提出された資料に不正があった場合には、合格を取り消すことがあります。

※ 提出された資料は、返却できませんので、原本等が必要な場合には、コピー等を提出してください。

※ 提出資料についての詳しいことは、防衛大学校入学試験課にお問い合わせください。

(5) 受験に関する注意事項

ア 試験当日は、試験開始30分前(午前8時30分)までに試験場に到着し、受付に自衛隊受験票を掲示してください(保護者等の入場はできません。)。

イ 第2次試験期間中の宿泊所は、受験者で手配してください。

ウ 第2次試験受験者は、運動のできる服装等を持参してください。

9 合格発表

(1) 第1次試験\*

第1次試験合格者は、令和5年10月10日(火)に自衛隊地方協力本部ホームページに掲載するとともに合格通知書の送付をもって本人に通知します。

(2) 第2次試験(最終合格)\*

最終合格者は、令和5年11月17日(金)に自衛隊地方協力本部ホームページ及び自衛官募集ホームページに掲載するとともに、防衛大学校正門に掲示します。また、合格者に対しては、合格通知書の送付をもって本人に通知します。

※ 第1次試験及び第2次試験(最終合格)の不合格者には通知しません。

※ 合格通知書は、送付事情などにより、延着、不着となる場合もありますので、できるだけ自衛隊地方協力本部ホームページ等で確認してください。

※ 合否の理由等に関する照会には原則応じられません(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づく保有個人情報の開示請求は除く。)。

10 入校確約書の提出

「入校確約書」は、合格通知書送付時に同封しますので、令和5年12月15日(金)(当日消印有効)までに、防衛大学校入学試験課へ「書留又は簡易書留」で送付してください。

11 着校

(1) 合格者は、入校予定者として令和6年4月1日(月)に防衛大学校に着校することになります。

(2) 着校時に再度身体検査を行いますが、その際、異常のある者は合格を取り消され入校できない場合がありますので、健康管理には十分注意してください。着校までの間に異常が生じた場合は、防衛大学校入学試験課までご連絡ください。

なお、併せて薬物使用検査、妊娠反応検査(女性に限る。)を実施します。

12 入校

着校時の身体検査合格者は、防衛大学校本科学生として入校することになります。

なお、次の場合は入校できません。

(1) 令和6年3月に高等学校又は中等教育学校を卒業見込みであった者が卒業できなかった場合

(2) 令和6年3月31日までに高等学校又は中等教育学校卒業者と同等以上の学力があると文部科学大臣により認められる見込みであった者が、認められなかった場合

(3) 令和6年3月に高等専門学校の第3学年次を修了見込みであった者が修了できなかった場合

(4) 自衛官として応募した者のうち、令和6年4月1日現在、21歳以上23歳未満(平成13年4月2日から平成15年4月1日までに出生した者)となる者が、令和6年3月31日までの間に自衛官でなくなった場合

(5) 入校するまでの間に学生となるにふさわしくない行為があつた場合

13 学生の身分及び処遇

(1) 学生の身分 特別職国家公務員

(2) 手 当 学生手当 120,200円(令和5年1月1日現在)

注: 学生手当については、法律の改正により改正される場合があります。

(3) 期末手当 年2回(6月、12月)

(4) 休日・休暇 週休2日制、年次休暇、特別休暇等

(5) その他の

ア 被服・食事などは貸与又は支給されます。

イ 防衛大学校への入学金・授業料などの納入はありません。

14 その他

(1) 応募書類の提出後、住所を変更した場合は、封書で受験番号、氏名、新郵便番号、新住所及び新電話番号を次の宛先に速やかに連絡してください。

ア 第2次試験前に変更した場合………応募書類を提出した自衛隊地方協力本部

イ 第2次試験後に変更した場合………防衛大学校入学試験課

〒239-8686 神奈川県横須賀市走水1丁目10番20号

☎046-841-3810(代表) (内線2087・2153)

(2) 受験のための交通費及び宿泊費は、各自の負担になります。

(3) 防衛大学校受験についての詳しいことは、最寄りの自衛隊地方協力本部又は防衛大学校にお問い合わせください。

## 入校後の教育と生活

学生は「幹部自衛官」を目指して4年間の教育・訓練に励むことになります。

### 1 教育・訓練課程(カリキュラム)

科 目 区 分		卒業に必要な単位数		大学設置基準
		人文・社会科学専攻	理 工 学 専 攻	
教養教育		24以上	24以上	
外 国 語	英 語	12以上	12以上	
独語、仏語、露語、中国語、朝鮮語、アラビア語、ポルトガル語		(1つの外国語) 2		
体 育		6		
専 門 基 础		18以上	30以上	
専 門		66以上	54以上	
防 衛 学		24以上		—
総 単 位 数		152以上		124以上

注：理工学専攻を希望する者は、高校で数学I、II、III、A、B及び物理基礎、物理を履修しておくことが望ましいです。

区 分	科 目	合計時間	
共通訓練	各個戦闘訓練、武器の取扱い、射撃、野外勤務、救急法、教育法、部隊研修等		
専門訓練	陸上要員訓練 海上要員訓練 航空要員訓練	戦闘訓練、小銃及び拳銃射撃、野外勤務、通信、野外衛生、部隊指揮運用、部隊実習等 水泳、海技基礎(信号、航海概論、航法、海事法規、運用、気象、機関)、勤務一般、カッター、ヨット、機動艇、部隊実習(乗艦実習、航空実習)等 滑空機訓練、部隊実習(航空機運用部隊、高射運用部隊、警戒管制部隊等)、体験搭乗等	1,005

区 分	実 施 要 領
訓練区分	共 通 訓 練 主に第1学年時に実施します。
	専 門 訓 練 2学年以上の学生を対象に、陸・海・空の要員ごと実施します。
時期区分	課 程 訓 練 毎週2時間を基準として実施します。
	定 期 訓 練 各学年年間約6週間。1学年は4月・7月・10月、2学年は4月・7月・1月、3学年は4月・7月・12月・3月、4学年は4月・7月・3月に実施します。

### 2 生 活

学生は、全員入校と同時に学生舎で生活することが義務付けられ、4年間校内の学生舎で規律正しい生活を送ることになります。また、学生舎は8名(基準)で各1室を使用して、生活を送ることとなります。

なお、生活面については上級生が1対1でサポートを行います。

#### ■ 時 程(平日)(基準)

06:00	06:35	08:10	08:30	12:00	13:15	16:30	17:15	18:15	19:45	22:30	
起 床	▷ 朝 食	▷ 国 旗 掲 揚 課 業 行 開 始	▷ 午 前 授 業	▷ 昼 食	▷ 午 後 授 業	▷ 校 友 会 活 動	▷ 国 旗 降 下 課 業 終 了	▷ 入 浴	▷ 夕 食	▷ 自 習	▷ 消 灯

#### ■ 外出・外泊等

区 分	翌日が平日でない 休養日及び休日	翌日が平日である 休養日及び休日	平 日	外 泊
第 1 学 年				原則、外泊はできません。
第 2 学 年				週末に年11回
第 3 学 年				週末に年16回
第 4 学 年				週末に年21回

※ 長期休暇期間及び冠婚葬祭等の特別な理由がある場合、外出及び外泊は可能です。

■ 合格基準表

男子

身長	体重	体重超過の判定基準
cm	kg以上	kg以上
150.0~	44	65
152.0~	45	67
155.0~	47	69
158.0~	47.5	71.5
161.0~	48	74
164.0~	49	76.5
167.0~	50	79
170.0~	52	81.5
173.0~	54	84
176.0~	56	86.5
179.0~	58	89
182.0~	60	91.5
185.0~	62	94
188.0~	64	96.5
191.0~	66	99

女子

身長	体重	体重超過の判定基準
cm	kg以上	kg以上
140.0～	38	52
142.0～	39	53
145.0～	40	55
148.0～	42	57
150.0～	43	58
152.0～	43.5	59.5
155.0～	44	62
158.0～	44.5	64.5
161.0～	45	67
164.0～	46	69.5
167.0～	47.5	72
170.0～	49	74.5
173.0～	51	77
176.0～	53	79.5
179.0～	55	82
182.0～	57	85
185.0～	59	88
188.0～	61	91
191.0～	63	94

## ■ 応募書類記入例

☆志願票の「記入上の注意」をよく読んで下記の要領で記入してください。

- ①「氏名」：戸籍に記載されるとおり正確に記入

②「生年月日」：年齢は令和6年4月1日現在の年齢を記入

③「専攻区分」：理工学、人文・社会科学いずれかを○で囲む。

④「希望試験場」：最寄りの自衛隊地方協力本部に詳細を確認して記入

⑤「特技・資格免許」：国家資格免許等を記入

⑥「現住所」：志願者本人の現住所を都道府県から番地、マンション名・室番号まで詳細に記入。また、電話番号(携帯可)も志願者本人と直接連絡が取れるものを記入

なお、「メールアドレス(連絡希望者)」は合格を通知するためのものではありません。

⑦「家族等連絡先」：志願者本人と連絡が取れない場合に代理となる方の氏名、続柄及び住所(都道府県から番地、マンション名・室番号)を記入。ただし、住所が現住所と同じであれば住所欄に「同上」と記入。また、代理となる方がいない場合は空欄可

⑧「応募資格」：学校卒業(卒業見込)者は学校名を正確に記入し、「卒業・卒業見込」のいずれかを○で囲む。所在地は詳細に記入

また、高等学校卒業程度認定試験は合格又は合格見込年月を記入し、「合格・合格見込」を○で囲む。

高校コードは正確に記入

⑨「過去の自衛官等の受験」：受験経験者は「有」を○で囲み、最新の受験種目、年月を記入し、未経験者は「無」を○で囲む(自衛官等とは、自衛官、自衛官候補生、予備自衛官補、自衛隊貨賄学生、防衛大学校学生、防衛医科大学校学生及び高等工科学校生徒をいう。)。

⑩「自衛隊員記入欄」：該当者は記入。予備自衛官補は現職欄のみ記入(階級は予備自衛官補と記入)し、予備自衛官は現職欄及び退職欄(予備自衛官補からの任用者は除く。)ともに記入(階級は予備○士(例)と記入)

注：記入欄が足りないときは、適宜、用紙をつけて記入してください。

注：志願票については変更になる可能性があります。詳細については最寄りの自衛隊地方協力本部で確認してください。

注：年月日は和暦で記入してください。

注：写真（志願票及び自衛隊受験票用）：本人とわかる鮮明な写真で長期保存のできるものであれば、デジタル写真でも可

＜自衛隊法第38条第1項＞

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

●応募書類の請求・提出先(受付機関)

地方協力本部	郵便番号	所在 地	電話番号	U R L
札幌	060-8542	札幌市中央区北4条西15丁目1	011(631)5472	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/sapporo/">https://www.mod.go.jp/pco/sapporo/</a>
函館	042-0934	函館市広野町6-25	0138(53)6241	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/hakodate/">https://www.mod.go.jp/pco/hakodate/</a>
旭川	070-0902	旭川市春光町国有無番地	0166(51)6055	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/asahikawa/">https://www.mod.go.jp/pco/asahikawa/</a>
帯広	080-0024	帯広市西14条南14丁目4	0155(23)5882	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/obihiro/">https://www.mod.go.jp/pco/obihiro/</a>
青森	030-0861	青森市長島1丁目3-5 青森第2合同庁舎2F	017(776)1594	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/aomori/">https://www.mod.go.jp/pco/aomori/</a>
岩手	020-0023	盛岡市内丸7番25号 盛岡合同庁舎2F	019(623)3236	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/iwate/">https://www.mod.go.jp/pco/iwate/</a>
宮城	983-0842	仙台市宮城野区五輪1丁目3-15 仙台第3合同庁舎1F	022(295)2612	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/miyagi/">https://www.mod.go.jp/pco/miyagi/</a>
秋田	010-0951	秋田市山王4丁目3-34	018(823)5404	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/akita/">https://www.mod.go.jp/pco/akita/</a>
山形	990-0041	山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎1・2F	023(622)0712	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/yamagata/">https://www.mod.go.jp/pco/yamagata/</a>
福島	960-8112	福島市花園町5番46号 福島第2地方合同庁舎2F	024(546)1920	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/fukushima/">https://www.mod.go.jp/pco/fukushima/</a>
茨城	310-0061	水戸市北見町1-11 水戸地方合同庁舎4F	029(231)3315	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/ibaraki/">https://www.mod.go.jp/pco/ibaraki/</a>
栃木	320-0043	宇都宮市桜5丁目1-13 宇都宮地方合同庁舎2F	028(634)3385	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/tochigi/">https://www.mod.go.jp/pco/tochigi/</a>
群馬	371-0805	前橋市南町3丁目64-12	027(221)4471	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/gunma/">https://www.mod.go.jp/pco/gunma/</a>
埼玉	330-0061	さいたま市浦和区常盤4丁目11-15 浦和地方合同庁舎3F	048(831)6043	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/saitama/">https://www.mod.go.jp/pco/saitama/</a>
千葉	263-0021	千葉市稲毛区轟町1丁目1-17	043(251)7151	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/chiba/">https://www.mod.go.jp/pco/chiba/</a>
東京	162-8850	新宿区市谷本村町10番1号	03(3260)0543	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/tokyo/">https://www.mod.go.jp/pco/tokyo/</a>
神奈川	231-0023	横浜市中区山下町253-2	045(662)9429	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/kanagawa/">https://www.mod.go.jp/pco/kanagawa/</a>
新潟	950-8627	新潟市中央区美咲町1丁目1-1 新潟美咲合同庁舎1号館7F	025(285)0515	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/niigata/">https://www.mod.go.jp/pco/niigata/</a>
山梨	400-0031	甲府市丸の内1丁目1番18号 甲府合同庁舎2F	055(253)1591	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/yamanashi/">https://www.mod.go.jp/pco/yamanashi/</a>
長野	380-0846	長野市旭町1108 長野第2合同庁舎1F	026(233)2108	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/nagano/">https://www.mod.go.jp/pco/nagano/</a>
静岡	420-0821	静岡市葵区柚木366	054(261)3151	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/sizuoka/">https://www.mod.go.jp/pco/sizuoka/</a>
富山	930-0856	富山市牛島新町6-24	076(441)3271	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/toyama/">https://www.mod.go.jp/pco/toyama/</a>
石川	921-8506	金沢市新神田4丁目3-10 金沢新神田合同庁舎3F	076(291)6250	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/ishikawa/">https://www.mod.go.jp/pco/ishikawa/</a>
福井	910-0019	福井市春山1丁目1-54 福井春山合同庁舎10F	0776(23)1910	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/fukui/">https://www.mod.go.jp/pco/fukui/</a>
岐阜	502-0817	岐阜市長良福光2675-3	058(232)3127	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/gifu/">https://www.mod.go.jp/pco/gifu/</a>
愛知	454-0003	名古屋市中川区松重町3-41	052(331)6266	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/aichi/">https://www.mod.go.jp/pco/aichi/</a>
三重	514-0003	津市桜橋1丁目91	059(225)0531	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/mie/">https://www.mod.go.jp/pco/mie/</a>
滋賀	520-0044	大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎5F	077(524)6446	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/shiga/">https://www.mod.go.jp/pco/shiga/</a>
京都	604-8482	京都市中京区西ノ京笠殿町38 京都地方合同庁舎3F	075(803)0820	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/kyoto/">https://www.mod.go.jp/pco/kyoto/</a>
大阪	540-0008	大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館3F	06(6942)0715	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/osaka/">https://www.mod.go.jp/pco/osaka/</a>
兵庫	651-0073	神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3 神戸防災合同庁舎4F	078(261)8600	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/hyogo/">https://www.mod.go.jp/pco/hyogo/</a>
奈良	630-8301	奈良市高畠町552 奈良第2地方合同庁舎1F	0742(23)7001	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/nara/">https://www.mod.go.jp/pco/nara/</a>
和歌山	640-8287	和歌山市築港1丁目14-6	073(422)5116	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/wakayama/">https://www.mod.go.jp/pco/wakayama/</a>
鳥取	680-0845	鳥取市富安2-89-4 鳥取第1地方合同庁舎6F	0857(23)2251	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/tottori/">https://www.mod.go.jp/pco/tottori/</a>
島根	690-0841	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎4F	0852(21)0015	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/shimane/">https://www.mod.go.jp/pco/shimane/</a>
岡山	700-8517	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎2F	086(226)0361	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/okayama/">https://www.mod.go.jp/pco/okayama/</a>
広島	730-0012	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館6F	082(221)2957	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/hiroshima/">https://www.mod.go.jp/pco/hiroshima/</a>
山口	753-0092	山口市八幡馬場814	083(922)2325	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/yamaguchi/">https://www.mod.go.jp/pco/yamaguchi/</a>
徳島	770-0941	徳島市万代町3-5 徳島第2地方合同庁舎5F	088(623)2220	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/tokushima/">https://www.mod.go.jp/pco/tokushima/</a>
香川	760-0019	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館2F	087(823)9206	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/kagawa/">https://www.mod.go.jp/pco/kagawa/</a>
愛媛	790-0003	松山市三番町8丁目352-1	089(941)8381	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/ehime/">https://www.mod.go.jp/pco/ehime/</a>
高知	780-0061	高知市栄町2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎8F	088(822)6128	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/kochi/">https://www.mod.go.jp/pco/kochi/</a>
福岡	812-0878	福岡市博多区竹丘町1丁目12番	092(584)1881	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/fukuoka/">https://www.mod.go.jp/pco/fukuoka/</a>
佐賀	840-0047	佐賀市与賀町2-18	0952(24)2291	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/saga/">https://www.mod.go.jp/pco/saga/</a>
長崎	850-0862	長崎市出島町2-25 防衛省長崎合同庁舎	095(826)8844	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/nagasaki/">https://www.mod.go.jp/pco/nagasaki/</a>
大分	870-0016	大分市新川町2丁目1番36号 大分合同庁舎5F	097(536)6271	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/oita/">https://www.mod.go.jp/pco/oita/</a>
熊本	860-0047	熊本市西区春日2丁目10-1 熊本地方合同庁舎B棟3F	096(297)2051	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/kumamoto/">https://www.mod.go.jp/pco/kumamoto/</a>
宮崎	880-0901	宮崎市東大淀2丁目1-39	0985(53)2643	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/miyazaki/">https://www.mod.go.jp/pco/miyazaki/</a>
鹿児島	890-8541	鹿児島市東郡元町4番1号 鹿児島第2地方合同庁舎1F	099(253)8920	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/kagoshima/">https://www.mod.go.jp/pco/kagoshima/</a>
沖縄	900-0016	那覇市前島3丁目24-3-1	098(866)5457	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/okinawa/">https://www.mod.go.jp/pco/okinawa/</a>

< 自衛官募集ホームページ >  
(防衛大学校学生)



< 自衛官募集ツイッター >



● お問合せは、下記自衛隊地方協力本部へ。